

# 結婚新生活支援事業

奈井江町では、婚姻に伴う経済的不安の軽減を図り、結婚のきっかけづくりを支援するため、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに婚姻又はパートナーシップ宣誓をした夫婦等に住居費取得費用の一部補助を行います。

## ◆対象

①夫婦等の双方が婚姻日又は宣誓時における年齢が39歳以下であること

②夫婦等の所得額の合計が500万円未満の世帯

※奨学金を変換している世帯は、所得から年間返済額を引いて500万円未満であれば対象となります。

③奈井江町内の住宅を新居とする世帯

④町税等の滞納がない世帯

## ◆対象となる経費

・新居の購入費用（新築・中古）

◆支援金 29歳以下の世帯等 60万円

39歳以下の世帯等 30万円

○申請や詳細に関すること 企画財政課政策推進係 電話 0125-65-2112

